

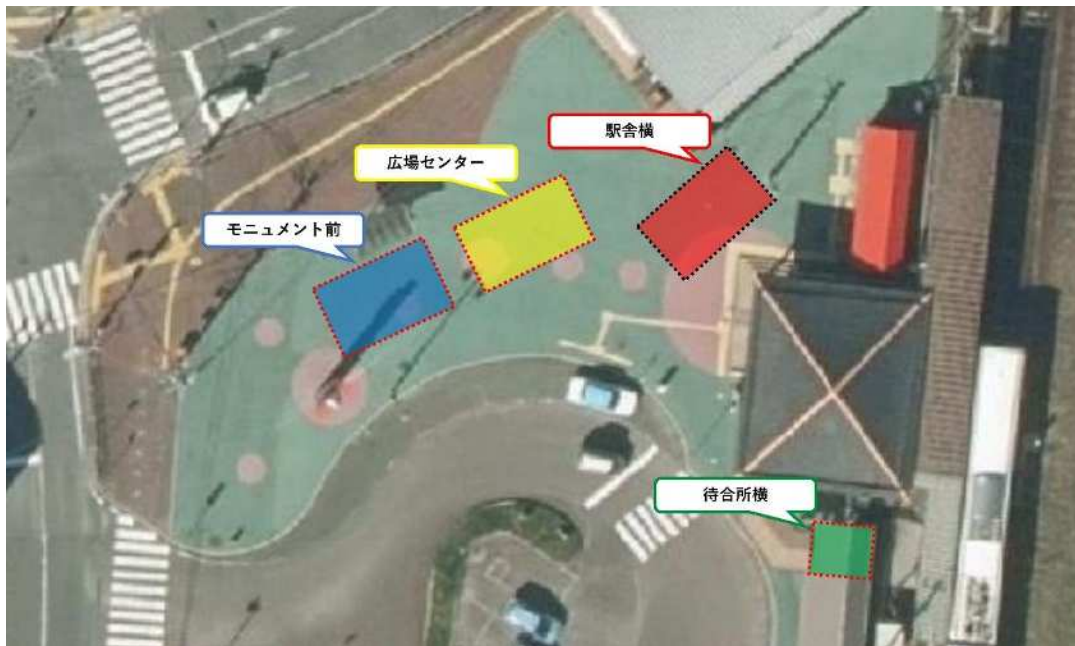
宇美駅前広場キッチンカー等出店要項

1.趣旨

宇美駅前広場において、町民の交流と活動の場として、にぎわいを創出するため、キッチンカーや物品販売事業者の出店を募集します。

2.施設概要

- (1) 施設名 宇美駅前広場
- (2) 場所 福岡県糟屋郡宇美町宇美五丁目3701番地35
- (3) 使用可能時間 9:00～21:00
- (4) 使用可能区画 下図のとおり



モニュメント前	}	車両（キッチンカー等）での販売が可能です。
広場センター		
駅舎横		
待合所横		屋根付き。車両の乗入れはできません。

許可された区画の範囲内にて出店してください（3ページに詳細写真あり）。

- (5) 使用料 一区画2時間ごとに100円

3.出店の要件

- (1) 出店者は、暴力団員又はその関係者、その他反社会的勢力でない者とし、暴力団関係者の利益になる活動を行わないこととします。
- (2) 出店者は、営業行為に伴い必要な法律上の許可（例 保健所の営業許可等）を得たものとしします。

4.利用に関する注意事項

- (1) 出店者は、許可された使用時間の範囲で、使用に係る準備及び後片付けを完了してください。

- (2) 出店者は、町又は第三者からの求めに応じて、出店を許可されたメールを提示できるようにご準備ください。
- (3) 出店者は、許可された区画内に飲食スペースとして、持参したテーブル、椅子等備品を持ち込み、設置をすることができます。この場合、通行人の妨げにならないよう十分に安全配慮を行ってください。また、町は、持ち込んだ備品の破損についての金銭保証等には一切応じることができませんので、あらかじめご了承ください。
- (4) 電気、調理用水及び排水タンク等営業のために必要な設備は、全て出店者が用意してください。
- (5) 出店者は、駅前広場使用後は、使用した区画の清掃を行ってください。また、発生したゴミは自主回収し、区画内にゴミ箱を設置した際は、出店者の販売物以外が投棄されていても持ち帰り、適切に処分してください。
- (6) 出店中にBGM等を流さないでください。
- (7) 出店に際しての事故、苦情等については出店者がその責任の一切を負うものとします。また、不測の事態等が生じた場合には、誠実かつ適切な対応をとるとともに、その状況をシティプロモーション課に報告してください。
- (8) 出店者は、営業に当たり、宇美駅前広場条例、宇美駅前広場条例施行規則、各種法令等のほか本要項を遵守してください。

5. 申し込みについて

- (1) 出店希望日の前月1日から使用予約を受け付けます。
- (2) 駅前広場の管理上、申込受付完了後、使用許可を取り消す場合があります。
- (3) 予約システムから希望日時・区画を申し込み、使用料も同システム内で事前にオンライン決済（クレジットカードのみ）によりお支払いをお願いします。
- (4) 初回の申込みの際は、身分証明書、食品衛生責任者証及びキッチンカー等食品営業許可証の写しをシティプロモーション課に提出してください。2回目以降の出店の場合は内容に変更があった場合のみ提出をお願いします。
- (5) 予約システムから申込みを行った者は、「3 出店の要件」に該当し、「4 利用に関する注意事項」について遵守することを誓約したものとみなします。万が一、宇美駅前広場条例、宇美駅前広場条例施行規則及び各種法令等に違反したとき、又は、偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたときは、使用の許可を取り消すこととします。

(予約システム)

<https://reserva.be/citypro>

スマートフォンからお申込みの方は、右の二次元コードからどうぞ



6. お問い合わせ先について

〒811-2192 福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号
宇美町役場シティプロモーション課ふるさと応援係
Tel092-934-2370 FAX092-934-2371
メールアドレス c-pro@town.umi.lg.jp

資料

使用可能区画詳細（2.（4））

モニュメント前



広場センター



駅舎横



待合所横

